

令和5年11月8日

利用者、ご家族、後見人様

社会福祉法人四幸舎和会  
理事長 大崎 年史  
(公印省略)

### 帰宅要件の緩和について

晩秋の候、皆様ますますご健勝のことと存じます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げから今月で6ヶ月となります。この間感染は終息していないものの経済活動等には支障の無いレベルで推移しています。

当法人ではこうした状況を踏まえ、11月8日から帰宅要件の緩和を行います。内容は下表のとおりです。しかしながら、新型コロナウイルスの感染リスクは無くなったわけではなく、8月にはくりのみ園でもクラスター感染が発生し、また、インフルエンザも猛威を振るっている状況にあります。一旦発症者が出ると施設やグループホームで感染が広まることは避けられません。今後も帰宅時・外出時のみならず、普段からの感染症対策をお願いいたします。

#### 記

緩和後(11/8～)の帰宅要件	従前の帰宅要件
帰宅は月2回まで、1泊2日に限る。 又は、月1回の場合は2泊3日でも可とする。	帰宅は月に1回のみで、1泊2日に限る。

今回の緩和が皆様の要望に十分応えられる内容でないことは承知していますが、法人の感染症対策にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ  
社会福祉法人四幸舎和会 くりのみ園  
電話 072-735-2212  
事務長 増 村